



経理の窓 10月号

平成24年10月1日号

9月の連休に異業種交流会の定例会に参加して、被災地（南三陸町・石巻）を訪問しました。テレビの画像では、わからなかった現地にふれて、その被災の甚大さを心に留めて帰りました。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

役員と会社との金銭消費貸借

○会社が役員にお金を貸す場合

〈事例〉

同族会社Aは、社長の不動産購入資金の一部に充てるため、500万円を社長に貸付けました。

①会社と社長の間で「金銭消費貸借契約」を締結します。

少なくとも契約書には、次の事項を明記します。

- (1) 当事者の氏名 (2) 貸付金額と交付日 (3) 返済期限・返済方法
(4) 利率 (5) 契約日

②適正な利率

適正な利率は、他から借り入れて貸し付けた場合は、実際の調達金利以上、その他の場合は、貸付をした日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行により定められる商業手形の基準割引率に年4%の利率を加算した利率によります。

③会社法上の問題

会社が役員との間で、金銭消費貸借契約を締結する行為は、会社法上「自己取引」になります。会社が役員にお金を貸す場合は、あらかじめ取締役会の承認を得ることが必要になります。（取締役会議事録の作成）

〈無利息でも良いケース〉

①災害、疾病などにより臨時的に多額の生活資金が必要になった役員に対して行う貸付け

②適正な利率と実際の貸付利率との差額分の利息の金額が、1事業年度あたり5,000円以下である貸付け

〈「役員に対する貸付金」に対する認定利息計上の必要性〉

①会社が利益を追求する組織体である以上、無利息は認められません。

②決算時に貸付金に対する利息の計上を失念し、税務調査で指摘を受けると、「認定利息」（収入計上漏れ）と同時に「役員賞与」の認定を受けることになるので、源泉徴収の問題も生じてきます。

〈「役員に対する仮払金」と認定利息〉

「役員に対する仮払金」が仮払金として、定期的に精算がされていけば問題はありませんが、それが長期間にわたって未精算のままである場合、実態は、貸付金として認定利息の対象と判断される場合があります。

○役員が会社にお金を貸す場合

役員が会社の資金繰りのために貸付をした場合の利息は、原則金利不要となります。

役員に対して、通常より高い利率により利息を支払った場合、適正な利息部分については、支払利息となりますが、それを超える部分は、法人税の計算上「役員報酬」とみなされ、会社側にその役員報酬に対する源泉徴収の問題も生じてきます。

また、この役員報酬とみなされる金額を加えて、その役員報酬が過大であるかどうか、判定されることになります。



〈年末調整について〉

年末調整について、詳しくは、11月にお知らせします。

昨年と比べて変わったところは、

1. 生命保険料控除が改組されました。
2. 「納期の特例の承認」を受けている源泉徴収義務者が7月から12月の間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。
3. 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

3について、平成24年1月1日以後に受ける通勤手当に適用されますので、該当される方がある場合、距離比例額を超える金額について、源泉徴収をしていない場合は、追加で徴収が必要になる場合もあります。尚、通勤手当の非課税規定は、通常の給与に加算して通勤手当等の支給を受けていることが要件となります。

有限会社 た べ い
電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844